

泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉大津市がんばろう基金条例（平成20年泉大津市条例第1号）第1条の規定に基づき、泉大津市内における特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。）及び地域コミュニティの活性化に資する事業を支援することによって、活気あるまちづくりを推進するため、予算の範囲内で、泉大津市参画及び協働の推進に関する条例（平成26年泉大津市条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する市民公益活動団体（以下「市民公益活動団体」という。）が実施する事業に対して交付する補助金に関し、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市民公益活動団体であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 主として本市内において条例第2条第1項第4号に規定する市民公益活動（以下「市民公益活動」という。）を行っている、又は始めようとしていること。
- (2) 3人以上の者から構成される団体で、その構成員の2分の1以上の者が本市内に住所を有し、本市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は本市内の学校に在学していること。
- (3) 申請を行う年度と同一の年度において、本要綱に基づく補助金の交付を受けていない、若しくは受ける予定でないこと。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行っていないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行っていないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行っていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する目的とするもので、その内容、実施時期及び経費等が地域社会の課題を解決するために適当であると市長が認めるもの（以下「補助事業」という。）とする。ただし、第5条第1項第1号、第2

号、第3号又は第4号に基づく補助金の交付申請にあっては、本市から業務委託を受けている事業、本市から補助金等の交付を受けることができる事業若しくは本市から補助金等を現に受けている事業又は同一の市民公益活動団体が行う事業で、主たる事業の内容が、過去に本要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた事業と同一とみなされる事業にあっては、第5条第2項の規定による継続の年限を満了していない場合を除き、補助の対象としない。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要した経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の種類等)

第5条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自立促進事業補助金 立上期における市民公益活動の自立等を図ることを目的として、設立後5年未満の市民公益活動団体が行う事業を対象とするもの
- (2) 協働連携事業補助金 団体間の連携と地域課題の解決を促進し、公益活動の拡大と協働の推進を図ることを目的として、公益活動団体が複数団体で連携して行う事業を対象にするもの

(3) 公益活動活性化事業補助金 市民公益活動の活性化、団体の自立強化、市民理解の増進及び地域活性化を図ることを目的として、市民公益活動団体が行う事業を対象とするもの

(4) 人材育成事業補助金 市民の地域づくりに関する知識及び技能の習得、人脈の構築等を目的として、市民公益活動団体が行う次のいずれかに該当する事業を対象とするもの

ア 啓発事業 地域の活性化に資する講演会、研修会、セミナー等の開催に関する事業

イ 専門家招へい事業 地域の活性化に資する活動又は事業への指導及び助言を得るための専門家招へいに関する事業

ウ 調査研究事業 地域の活性化に資する活動、事業の企画立案のための調査研究に関する事業又は市民公益活動に資する講演会、研修会、セミナー等への参加事業

エ 能力開発事業 地域の活性化に資する活動又は事業の実施に不可欠かつ専門的な知識及び技能の習得のための講習会等の開催に関する事業

(5) 校区協議会活性化事業補助金 地域に関わる各種団体が参画し、市内小学校区を単位として排他的に結成された設立後10年未満の校区協議会が行う事業を対象とするもの

2 補助金の交付は、自立促進事業補助金については、同一補助対象事業につき継続5年を限度とし、協働連携事業補助金については、継続3年を限度とし、公益活動活性化事業補助金については、同一補助対象事業につき継続2年を限度とし、人材育成事業補助金については、同一補助対象事業につき継続3年を限度とし、校区協議会活性化事業補助金については、各校区につき継続10年を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を限度として、予算の範囲内で市長が定める。

(1) 自立促進事業補助金について、1年目においては、補助対象経費の全額又は30万円のいずれか低い額を、また、2年目においては補助対象経費の全額又は20万円のいずれか低い額を、また、3年目においては補助対象経費の全額又は15万円のいずれか低い額を、また、4年目においては補助対象経費の全額又は10万円のいずれか低い額を、また、5年目においては補助対象経費の全額又は5万円のいずれか低い額

(2) 協働連携事業補助金については、補助対象経費の全額又は20万円のいずれか低い額

(3) 公益活動活性化事業補助金については、補助対象経費の全額又は10万円のいずれか低い額

(4) 人材育成事業補助金については、補助対象経費の全額又は10万円のいずれか低い額

(5) 校区協議会活性化事業補助金については、設立 5 年未満の校区協議会は補助対象経費の全額又は 30 万円のいずれか低い額、設立 5 年以上 10 年未満の校区協議会は全額又は 20 万円のいずれか低い額
(認定申請書の提出)

第 7 条 市長は、補助金の交付に当たっては、補助金の交付を受けようとする者を公募するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期間内に、がんばる市民公益活動応援補助事業認定申請書（様式第 1 号。以下「認定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書（様式第 2 号）
- (2) 事業計画書（様式第 3 号）
- (3) 収支予算書（様式第 4 号）
- (4) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員の名簿
- (6) 団体の前年度決算書（設立初年度の団体は提出不要）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第 5 条第 1 項各号に規定する補助金のうち、協働連携事業補助金については、協働連携事業補助金の交付を受けようとする団体の幹事団体が代表して認定申請書を提出するものとする。

(認定申請書の審査等)

第 8 条 市長は、自立促進事業補助金及び協働連携事業補助金に係る前条第 2 項の認定申請書の審査に当たっては、市長が別に定めるところにより設置する泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金審査委員会の意見を聞くものとする。

2 自立促進事業補助金及び協働連携事業補助金に係る認定申請書を提出した市民公益活動団体は、事業の内容及び実施に伴う効果その他必要な事項を泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金審査委員会において、公開の説明をしなければならない。

(審査結果の通知)

第 9 条 市長は、認定申請書に係る認定の可否を決定したときは、当該決定について、がんばる市民公益活動応援補助事業認定可否決定通知書（様式第 5 号）により当該認定を受けようとする市民公益活動団体に通知するものとする。

(交付の申請等)

第 10 条 前条の規定による認定通知を受けた団体は、市長が定める期日までに、がんばる市民公益活動応援補助金交付申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第 11 条 規則第 5 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づく市長の承認を受けよう

とする場合は、がんばる市民公益活動応援補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第7号）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（決定通知書）

第12条 規則第6条の規定による補助金交付決定通知は、がんばる市民公益活動応援補助金交付決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（交付決定取消通知等）

第13条 規則第7条及び第16条並びに本要綱第12条の規定による補助金交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、がんばる市民公益活動応援補助金交付決定（一部）取消・変更通知書（様式第9号）により行うものとする。

（実績報告）

第14条 規則第11条の規定による実績報告は、がんばる市民公益活動応援補助事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付し、補助事業終了後30日以内又は当該補助金を交付した会計年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 団体の前年度決算書（認定申請時提出の場合及び設立初年度の団体は提出不要）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 自立促進事業補助金及び協働連携事業補助金の交付を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、市長が別に開催する事業報告会において、補助事業の実施内容について報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知は、がんばる市民公益活動応援補助金確定通知書（様式第12号）により補助金交付団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助金交付団体は、規則第14条の規定による補助金の請求を、前条の補助金の額の確定通知を受理した日の翌日から起算して10日以内にがんばる市民公益活動応援補助金交付請求書（様式第13号）により市長に請求しなければならない。

（概算払）

第17条 規則第15条第1項の規定による事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときとは、規則第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた団体が補助事業に現に着手しており、当該補助事業を完了する

前に補助金を受け取ることで、より円滑に事業遂行できると認めるときとする。

2 規則第15条第2項の規定により概算払を受けようとする場合は、がんばる市民公益活動応援補助金概算払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（届出事項）

第18条 補助金交付団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所在地又は名称を変更したとき。
(2) 代表者を変更したとき。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の泉大津市特定非営利活動支援補助金交付要綱の規定は、平成24年度以後の年度分の補助金から適用し、平成23年度分までの補助金については、なお従前の例による。

（検討）

3 市長は、この要綱の施行後3年を目途として、この要綱の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、その後においても、おおむね3年ごとに同様の検討等を行うものとする。

附 則（平成27年泉大津市公告第2号）

（施行期日）

1 この要綱は、公告の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の年度分の補助金から適用し、平成26年度分までの補助金については、なお、従前の例による。

附 則（平成30年泉大津市公告第7号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業の認定申請書の提出があつたものから適用し、同日前に補助事業の認定申請書の提出があつたものについて、なお従前の例による。

附 則（平成31年泉大津市公告第5号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業の認定申請書の提出があつたものから適用し、同日前に補助事業の認定申請書の提出があつたものについて、なお従前の例による。

附 則（令和2年泉大津市公告第1号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の泉大津市がんばる市民公益活動応援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業の認定申請書の提出があつたものから適用し、同日前に補助事業の認定申請書の提出があつたものについて、なお従前の例による。

附 則（令和6年泉大津市公告第24号）

この要綱は、公告の日から施行する。

附 則（令和7年泉大津市公告第2号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費の種類	
賃金	補助対象事業にかかる給料手当、臨時雇い賃金等
謝金	外部の講師、指導者等に対する会議出席へのお礼や活動協力へのお礼等
旅費	事業の講師、指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費、会議に出席するための交通費や宿泊費の実費等
消耗品費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料代等
	※消耗品・・・1回又は短期間の使用により消耗するもの
印刷製本費	事業の募集案内、広報ポスター、活動資料、活動報告書、パンフレットなどのコピー費や冊子作成のための印刷製本費等
食糧費	事業実施のために必要不可欠と認められる食品材料費
通信運搬費	募集案内、会議資料、活動資料、備品等を送付するための切手代や物品宅配便料
保険料	イベント等を行う場合の来場者保険、補助事業の講師・指導者が加入する損害賠償保険等
使用料及び賃借料	会議室、施設、機具等の使用料やバス等の借り上げ料
備品購入費	事業実施にあたり必要不可欠と認められるもので、管理責任者を明確にしたもの
	※備品・・・品質形状が変わることなく、比較的長期間（概ね1年以上）使用、保存できるもののうち、1万円以上のもの